

傷病(出産)手当金計算方法の変更について

平成28年4月の法改正により、傷病手当金及び出産手当金にかかる計算方法が変更となります。

変更点の解説

◆ 計算基礎となる標準報酬日額の捉え方が変更となる。

・ ~H28.3) 手当日額 = 直近の標準報酬日額 $\times 2/3$

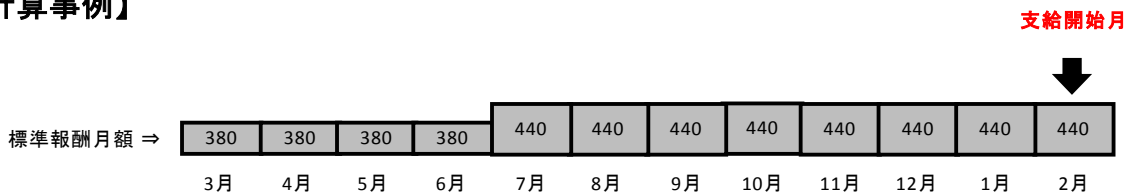


・ H28.4~) 手当日額 = 支給開始日の属する月以前の12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1相当額 $\times 2/3$

※ 12ヶ月間の標準報酬月額の実績がない場合は以下のいずれか少ない額の30分の1に2/3を乗じた額となる。

- 支給開始日以前の直近の標準報酬月額(12ヶ月間未満)の平均
- 支給開始前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均

【計算事例】



現状 (~H28.3) ① 標準報酬日額 = 標準報酬月額440千円 $\div 30 = 14666.66円 \div 14,670円$
 ② 傷病(出産)手当日額 = ① $\times 2/3 = 9,780円$

今後 (H28.4~) ① 標準報酬月額の平均額 = $(380千円 \times 4 + 440千円 \times 8) \div 12 = 420,000円$
 ② ①の30分の1 = ① $\div 30 = 14,000円$
 ③ 傷病(出産)手当日額 = ② $\times 2/3 = 9333.33 \div 9,333円$

注1) 傷病(出産)手当日額は、その支給を始める日において固定され、以後同一理由等により支給される手当金の計算においては変更されない。

注2) 平成28年3月31日現在において支給(継続)中である傷病(出産)手当金の4月以降分の支給額は、本変更に基づき手当日額を再計算した上で算出する。